

平成20年度 第12回理事会

日 時 平成21年3月30日（月）17：00～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 平成20年度監事監査報告について
- 2 平成21年度計画（案）について
- 3 独立行政法人森林総合研究所フェロー規程について
- 4 その他

資 料

- 1-1 平成20年度監事監査報告書
- 2-1 森林総合研究所中期計画平成20年度計画及び
平成21年度計画対照表
- 3-1 独立行政法人森林総合研究所フェロー規程
- 4-1 主要行事（2009年2月27日～2009年3月29日）

21.3.17

平成 21 年 3 月 17 日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所

監事 山崎 榮一


平成 20 年度監事監査報告書

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき実施した平成 20 年度の監事監査について、その結果をとりまとめたので次のとおり報告する。

1 監査の実施状況

- (1) 監査の対象事業年度は、平成 19 事業年度及び平成 20 事業年度とした。平成 19 事業年度に関しては、旧独立行政法人緑資源機構（以下「旧機構」という。）の業務を対象とし、また、平成 20 事業年度に関しては、監事間の協議結果により、小職は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の業務のうち、もっぱら森林農地整備センター（以下「センター」という。）の業務を対象として監査を実施した。
- (2) 監査は、年度当初に定めたセンター監事監査計画に従い、センター本部の各部から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、地方に設置されている整備局、水源林整備事務所、建設事業所合わせて 10 ヶ所に赴き、業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分し、あわせて水源林造成事業、農用地総合整備事業等の事業実施の現場において、その実施状況を確認した。
- (3) 研究所理事会、センター幹部会等に出席するとともに、会計監査人、センターコンプライアンス室及びセンター入札監視委員会との連携を図った。
また、特に政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成 19 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成 20 年 11 月 26 日）を参考にした。

21.3.17

1



2 監査の結果

(1) 決算監査について

平成 20 年 4 月 1 日をもって廃止となった旧機構の平成 19 事業年度の決算については、予算流用の状況の確認、総勘定元帳、仕訳日記帳及び合計残高試算表等の検分、減損処理会計の適用の有無、会計監査人の監査状況のヒアリング等に基づき監査を行った結果、財務諸表及決算報告書はいずれも適正であった旨、平成 20 年 6 月 9 日付けの監事意見書を貴職に提出しているところである。

なお、平成 19 事業年度が旧機構の中期目標期間の最終事業年度であることから、独立行政法人会計基準第 94 に基づき積立金の処分を行い、その一部を目的積立金として、旧機構の業務の一部を引継いだ研究所の翌事業年度に繰越を行った旨の報告を受けた。その内訳は、造林勘定の積立金 3 億 6900 万円余については、全額を事業調整積立金（借入金若しくは債券利息の軽減に充当）とし、また、林道等勘定の積立金 94 億 3578 万円余については、そのうち 30 億 3619 万円余については徴収費用積立金（負担金等の徴収に要する費用に充当）、16 億 3033 万円余については金利変動積立金（長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当）とし、残りの 47 億 6925 万円余については国庫に納付したというものであった。

(2) 入札及び契約事務について

平成 19 事業年度から、センターの発注する工事に関しては、一般競争入札の対象範囲を拡大するため、対象金額を 6000 万円から 250 万円に引き下げている。また、一般競争入札のうち総合評価方式を適用する範囲に関しては、平成 20 事業年度から対象金額を 6000 万円から 250 万円に引き下げている。さらに、平成 20 年 1 月からは電子入札の試行を開始し、平成 20 年 4 月からは本格実施を行うなど先進的な取り組みも実施されている。

工事及び物品役務等の入札事務の実施状況に関し、センター本部及び整備局等において関係書類を検分した。また、総合評価方式の実施状況に関しては、整備局、水源林整備事務所に設置されている業者等選定審査会あるいは技術審査会の運営の状況について、担当者等から事務内容を聴取し、関係書類等を検分した。

以上の結果、入札事務に関しては全体として適正に執行されていると認められた。

なお、一者応札が見受けられるので、特別な事情等が伺えるものの、競争性の確保の観点からその解消に向け引き続き努力すべきものと考える。

分収造林契約に関しては、整備局及び水源林整備事務所において、新規の分収造林契約に関する事前評価後の締結状況を調査するとともに、分収造林契約の締結に関する関係書類及び間伐材の売り払いに関する関係書類を検分し、あわせて新植及び保育・間伐の実施状況を現地において確認した。また、森林調査に関しては、平成 18 事業年度までは指定調査機関に委託して実施していたが、平成 20 事業年度から直営

方式に替えて実施することとなったことを踏まえ、担当者等からその準備状況を聴取した。

以上の結果、契約事務に関しては全体として適正に執行されていると認められた。

他方、林道設計業務等にかかるいわゆる官製談合事件により生じた 13 社に対する違約金請求に関しては、平成 19 事業年度末には 12 社から総額 1 億 9586 万円余がセンターに支払われ、平成 20 事業年度において農林水産大臣、関係道県知事及び受益者に所要額がそれぞれ返還された。破産により回収できなくなった 1 社の違約金については、入札談合に関与した他の業者に対し、共同不法行為による損害賠償請求を検討中である（平成 21 年 2 月現在）。

（3）資産管理について

センター本部において、管理する預金通帳、印鑑等の保管状況について検分した。

整備局において、平成 19 事業年度の水源林に属する資産減少報告書をもとに、解約及び解除等による収入金の状況を検分した。

センター本部及び整備局において、職員用の保有宿舎及び借上宿舎の利用状況（使用料の算定方法、敷金の返還状況及び修繕費の負担割合等）について調査するとともに関係書類を検分した。また、使用見込みのない保有宿舎 2 件（いずれも札幌市所在）を平成 20 年 3 月に売却処分するとともに、同じく使用見込みのない農用地部門に属する保有宿舎 4 件（札幌市、盛岡市及び熊本市所在）を平成 20 年 4 月に国へ承継したことを確認した。

以上の結果、資産管理に関しては、全体として適正と認められた。

旧機構の平成 19 事業年度期末（平成 20 年 3 月 31 日）の資産総額は、1 兆 4559 億円余であった。独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成 20 年法律第 8 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、旧機構から研究所に承継される資産の評価が、農林水産大臣が指名した委員による資産評価委員会において実施され、平成 20 事業年度期首（平成 20 年 4 月 1 日）に研究所に承継される資産総額は 1 兆 3398 億円余とされた（平成 20 年 11 月 28 日決定）。

（4）管理業務について

平成 19 事業年度の海外農業開発事業（旧機構の廃止に伴い平成 20 年 4 月 1 日から独立行政法人国際農林水産業研究センターに移管された。）に関し、その業務内容を聴取するとともに、海外出張旅費について検分した。また、センター本部におけるタクシーチケットの利用状況その他についてサンプル調査を行った。

以上、いずれも適正に執行されていると認められた。

平成 19 事業年度決算の財務諸表の附属明細書に記載の財団法人森公弘済会は、平成 20 年 3 月 6 日に解散し清算法人となっている。

また、平成 19 事業年度の健康診断等の受診率は 98% と高かった。

役職員の平成 19 事業年度期首の実員は 728 名（要員 728 名）、期末の実員は 706 名、また、平成 20 事業年度期首の実員は 574 名（要員 620 名）であった。

職員の給与水準を示すラスパイレス指数に関しては、平成 19 事業年度は、114.1 であった。給与水準の適正化を図るため、俸給表を継承先の研究所に合わせることとし、その激変緩和措置として平成 20 事業年度から 3 年間をかけて、平成 19 事業年度末の職員の俸給月額を基準に、それぞれ平成 20 年事業年度 10%、平成 21 事業年度 12%、平成 22 事業年度 14% の範囲内で削減する計画となっているとの説明を受けた。給与水準の適正化に向け一定の努力がなされているものと判断された。また、平成 19 事業年度の人件費総額は 58 億 6267 万円余であった（退職給付引当金繰入及び法定福利費を除く）。人件費の不用額が、9823 万円余（事業費等への流用前では 1 億 9944 万円余）あったことに留意した。

人事評価（勤務評定）について、その実施状況を関係資料に基づき聴取した。勤務評定の結果は、平成 19 事業年度以前までは昇格、昇給及び勤勉手当等に反映されてこなかったが、平成 20 事業年度においては勤務評定の結果を昇給に反映させる仕組みが取られたとの説明を受けた。その実施状況に今後留意したい。また、「新たな人事評価制度」を導入すべく、平成 20 年 10 月からその試行が開始されている。人事評価（勤務評定）については、後述の総括的意見を参照されたい。

平成 19 年 11 月に「緑の行動規範」が制定され、コンプライアンスに対する取り組みが始まられた。内部監査（センター・コンプライアンス室が担当）は効果的に実施され、所要の成果を挙げていると認められた。

（5）事業の計画的執行について

平成 19 事業年度の水源林造成事業（新植 3,799ha、複層林造成 340ha、既植造林地における下刈 30,985ha 及び除伐 33,691ha）は、計画的に執行されたと認められる。

緑資源幹線林道事業は、平成 19 事業年度途中において独立行政法人の事業として廃止の方針が決まったが、平成 19 事業年度においては 7.5km の工事が、適切に実施された。また、平成 19 事業年度末においては、実施計画総延長 2025.2km のうち 1,319.1km が完成し、1,217.3km が関係市町村に移管されている。なお、残事業については、関係の道県等の判断により必要な区間の事業実施が可能となるよう、林野庁において補助事業（山のみち地域づくり交付金）が創設され、センターに替わり関係の道県等において実施または検討が行われている。

平成 19 事業年度の農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業は、おおむね適正に実施された。これらの事業はいずれも終期が設定されていることから、引き続き計画的な事業執行が求められる。

3 総括的意見

いわゆる官製談合事件を契機に、旧機構が廃止され、その業務の一部は平成20年4月1日から当分の間、研究所に引継がれ、センターにおいて実施されることとなった。

平成19事業年度後半は、その移行の準備期間にあたったため、自ら招いたこととはいえ、役職員が多大なる労苦を傾注して業務・組織等の見直しを行い、入札情報の全面開示、一般競争入札の制度の拡大、入札監視委員会の強化など入札制度の改革、大幅な組織の再編、給与水準の見直し、コンプライアンスを含む職員の意識変革など多岐に渡る改革を行い、一定の成果を挙げたと認められる。

他方、センター全体の業務を観察した結果、内部統制という面から見ると、小職としては、次のような意見を述べるものである。

(1) 情報の共有化

開かれた組織、透明性のある業務執行を確保する観点から、組織内情報をいつそう共有化していく必要が認められる。このため、既存のインターネットを活用し、組織内の業務情報を体系的に整備すべきものと考える。

(2) 組織横断的な業務運営の改善

幹部会における意見交換のいっそうの活性化を推進するとともに、内部統制のさらなる強化の観点から、整備局長等から総括的な業務状況を定期的に報告させることが望ましいと考える。

(3) 人事評価（勤務評定）への積極的取組み

研究所は基本的には民間と同様の労働法制下にあることを踏まえ、かつ、給与水準の適正化を推進するとの方針を堅持し、職員の服務規律の確保及びコンプライアンス意識の向上、並びに個々の職員に与えられた業務の到達度を高める観点から、国のモデルを参考にしつつも、平成20事業年度に実施した「新たな人事評価制度」の試行結果等を踏まえ、センターの業務の特性に沿った人事評価（勤務評定）の仕組みを組織全体として積極的に検討し、適切な昇給管理等を行う必要があると考える。

独立行政法人森林総合研究所フェロー規程

(目的)

第1条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図る観点から、研究所の活動を支援することを目的に、研究所を退職した者に対し、独立行政法人森林総合研究所フェロー（以下「フェロー」という。）の称号を授与する。

(フェローの授与)

第2条 フェローは、研究所を退職した者のうち役員であった者又は労働契約の期間の定めのない職員であった者で、在職中に研究所において顕著な功績（廃止前の独立行政法人緑資源機構の業務とされた業務に係るものと除く。）を挙げ、かつフェローの授与が研究所の業務の推進に資すると理事長が認めた者に授与することができる。

(推薦)

- 第3条 フェローの授与に当たっては、別表中欄に掲げる役職員の退職時の所属組織に応じ、同表の右欄に掲げる者が推薦するものとする。
- 2 推薦者は、別記様式第1号の推薦書及び別記様式第2号の履歴書を運営会議に提出する。
 - 3 運営会議は、当該被推薦者にフェローを授与することが適当であると判断したときは、別記様式第3号のフェロー授与者名簿により理事長に推薦する。

(決定及び通知)

- 第4条 理事長は、前条第3項の規定により推薦があった場合には、遅滞なくフェローを授与するかどうかを決定し、当該決定の内容を推薦者に通知する。
- 2 理事長は、フェローを授与することを決定したときは、授与者に別記様式第4号の称号授与（延長）証書を送付又は手交する。

(フェローの授与期間)

- 第5条 フェローを授与する期間は、授与することを決定した年度の3月31日までの間とする。
- 2 フェローを授与する期間は、授与された者があらかじめ別記様式第5号の授与期間延長申し出書により研究所に申し出ることにより、申し出のあった翌年度の3月31日までを期限として延長することができる。
 - 3 第3条第3項及び前条の規定は、前項のフェローの授与期間の延長について準用する。

(研究所業務の周知)

第6条 フェローを授与された者は、当該称号を肩書きとして利用するとともに、国民に対し、森林・林業・木材産業等の研究成果及び研究所の業務全般について周知するよう努めるものとする。

(便宜供与)

第7条 フェローを授与された者は、以下に定めるところにより、必要な便宜の供与を研究所から受けることができる

- 一 図書の利用
- 二 公表可能な情報の提供
- 三 その他理事長が認めるもの

(禁止行為)

第8条 フェローは、研究所の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(フェローの授与の取り消し)

第9条 理事長は、フェローを授与された者が、研究所の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ったときは、フェローの授与を取り消すことができる。

2 授与の取り消しには、理事長は授与者及び推薦者に当該決定の内容を文書で通知する。

(代理関係及び損害に対する責任の不存在)

第10条 フェローの授与は、いかなる意味においても、研究所とフェローを授与された者との間に、代理関係又は表見代理関係の基礎となるべき法律関係を創設し、又は存在させたものではない。また、研究所は、フェローを授与された者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。

第11条 フェローに係る事務は、総務課が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

	役職員の退職時の所属組織	推薦者
1	役員	理事長
2	総括審議役、審議役、企画部長、総務部長、研究コーディネータ、林木育種センター育種部長、林木育種センター遺伝資源部長、林木育種センター海外協力部長、森林バイオ研究センター長、支所長、育種場長	理事
3	1及び2以外	理事、総括審議役、審議役、企画部長、総務部長、研究コーディネータ、林木育種センター育種部長、林木育種センター遺伝資源部長、林木育種センター海外協力部長、森林バイオ研究センター長、支所長又は育種場長のいずれかの者

様式 1

平成 年 月 日

推 薦 書

独立行政法人 森林総合研究所理事長 殿

(氏名) 印

独立行政法人森林総合研究所フェロー規程に従い、履歴書を添えて、以下の者をフェローに推薦致します。

1. 氏名 ()
推薦理由 (300字以内)

2. 氏名 ()
推薦理由 (300字以内)

様式2

平成 年 月 日

履歴書

1. 氏名 (性別)
2. 生年月日 (年齢)
3. 研究所における最終職歴
4. 森林総合研究所での退職年月日
5. 森林総合研究所での主な業務実績 (300字以内)

樣式3

平成〇〇年度 独立行政法人 森林総合研究所フェロー授与者名簿

平成〇〇年 4月1日～平成〇〇年3月31日

フ ェ ロ ー 授 与 証 書 殿

貴殿に独立行政法人森林総合研究所フェローの称号を授与します。

期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年三月三十一日までとします。

平成〇〇年〇月〇日

独立行政法人 森林総合研究所

理事長 ○ ○ ○ ○

印

様式5

平成 年 月 日

授与期間延長申出書

1. 氏名（性別）
2. 生年月日（年齢）
3. フェローの授与年月日
4. 授与期間延長申出願い（簡単な理由を書く）

主要行事(2009年2月27日～2009年3月29日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
2月27日(金)	第11回理事会	理事長、各理事、各監事
3月2日(月)	府議 第3回樹木医審査委員会	理事長 理事長
	日本学術会議主催公開講演会(学術分野における男女共同参画促進のために)	企画・総務担当理事、林木育種センター所長
4日(水)	森林・木材・環境アカデミー理事会	理事長
5日(木)	農林水産研究高度化事業公開シンポジウム(航空写真とGISを利用した松枯れピンポイント防除)	研究担当理事
6日(金)	グローバルCOEプログラム「持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用」外部評価委員会	理事長
9日(月)	国立研究機関長協議会定例総会	理事長
10日(火)	独立行政法人、特殊法人等監事連絡会総会	木下監事
11日(水)	研究推進評価会議 育種推進評価会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、林監事、木下監事 理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、林監事、木下監事
12日(木)	第3回研究所会議 第3回研究機関等代表者会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、林監事、木下監事 理事長
13日(金)	森林再生事業化研究会	理事長
16日(月)	農林水産地球温暖化対策研究推進会議 第59回日本木材学会大会	理事長 研究担当理事
19日(木)	独立行政法人農業環境技術研究所評議会	理事長
23日(月)	第3回自然再生専門家会議 近未来の木造住宅設計コンペ表彰式	理事長 研究担当理事
25日(水)	第35回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会	理事長、企画・総務担当理事、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事
25日(水) ～27日(金)	第120回日本森林学会大会	理事長、研究担当理事
26日(木)	(財)林学会第1回理事会・評議員会	理事長
27日(金)	IUFRO-J機関代表会議 木質バイオエタノール実証プラント施設視察	理事長 企画・総務担当理事